第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号H_n中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{17}中「0.048」を「0.047」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{19}中「0.027」を「0.026」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{20}中「0.037」を「0.036」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{21}中「0.025」を「0.024」に、「0.032」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{22}ア中「0.007」を「0.023」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{22}イ中「0.007」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号I_{24}の次に次のように加える。

L_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.004
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号K_{22}ア中「0.009」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号K_{22}イ中「0.009」を「0.041」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号K_{24}の次に次のように加える。

K_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.006
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「M_{14}=0.042」を「M_{14}=0.041」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号M_{17}中「0.048」を「0.047」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号中「O_{11}=0.066」を「O_{11}=0.065」に、「O_{15}=0.076」を「O_{15}=0.075」に、「O_{16}=0.079」を「O_{16}=0.078」に、「O_{17}=0.087」を「O_{17}=0.085」に、「O_{18}=0.087」を「O_{18}=0.086」に、「O_{19}=0.088」を「O_{19}=0.087」に、「O_{20}=0.066」を「O_{20}=0.065」に、「O_{21}=0.057」を「O_{21}=0.056」に、「O_{22}=0.012」を「O_{22}=0.055」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号O_{24}の次に次のように加える。

O_{25}=0.007	

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「Q_{15}=0.076」を「Q_{15}=0.075」に、「Q_{16}=0.079」を「Q_{16}=0.078」に、「Q_{17}=0.087」を「Q_{17}=0.085」に、「Q_{18}=0.087」を「Q_{18}=0.086」に、「Q_{19}=0.088」を「Q_{19}=0.087」に、「Q_{20}=0.066」を「Q_{20}=0.065」に、「Q_{21}=0.057」を「Q_{21}=0.056」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AE_{24}の次に次のように加える。

AE_{25}　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.014
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.035

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AG_{19}中「0.027」を「0.026」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{20}中「0.037」を「0.036」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{21}中「0.029」を「0.028」に、「0.032」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{22}ア中「0.007」を「0.023」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{22}イ中「0.007」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{17}及びAI_{18}中「0.039」を「0.038」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{20}中「0.023」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{22}ア中「0.005」を「0.019」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{22}イ中「0.005」を「0.024」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{22}ア中「0.004」を「0.014」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{22}イ中「0.004」を「0.018」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AM_{22}ア中「0.004」を「0.014」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AM_{22}イ中「0.004」を「0.018」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{22}ア中「0.005」を「0.016」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{22}イ中「0.005」を「0.019」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AQ_{24}の次に次のように加える。

AQ_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.006
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.005

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AS_{24}の次に次のように加える。

AS_{25}=0.004	

第十二条第五項の表市町村の項第十七号面積の算式中「$\sum_{n=5}^{15}$」を「$\sum_{n=6}^{15}$」に、「$\sum_{n=5}^{13}$」を「$\sum_{n=6}^{13}$」に、「$\sum_{n=18}^{24}$」を「$\sum_{n=18}^{25}$」に、「1,211,000円」を「1,090,000円」に改め、同号面積の算式の符号C_5を削り、同号面積の算式の符号C_6中「0.021」を「0.020」に改め、同号面積の算式の符号C_7中「0.021」を「0.020」に改め、同号面積の算式の符号E_5を削り、同号面積の算式の符号E_6中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号E_7中「0.021」を「0.020」に、「0.023」を「0.022」に改め、同号面積の算式の符号E_{10}中「0.015」を「0.014」に改め、同号面積の算式の符号G_{17}中「0.029」を「0.028」に改め、同号面積の算式の符号I_{10}中「0.049」を「0.048」に、「0.071」を「0.070」に改め、同号面積の算式の符号I_{14}中「0.034」を「0.033」に改め、同号面積の算式の符号I_{17}中「0.048」を「0.047」に改め、同号面積の算式の符号中「M_{11}=0.015」を「M_{11}=0.014」に改め、同号面積の算式の符号O_{22}ア中「0.007」を「0.030」に改め、同号面積の算式の符号O_{24}の次に次のように加える。

O_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.004
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

第十五条第1項の表都道府県の項中「1,068」を「1,079」に、「その年の3月31日」を「その年の1月1日」に改め、同表市町村の項第1号算式中「B」を「B＋C」に、「1,023」を「1,014」に、「32.5」を「38.1」に改め、同号算式の符号中「3月31日」を「1月1日」に改め、同号算式の符号に次のように加える。

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における外国人の人口（以下「外国人人口」という。）	

第十五条第1項の表市町村の項第1号中「1,069」を「1,095」に、「0.343」を「0.322」に、「その年の3月31日」を「その年の1月1日」に、「65歳以上住民基本台帳登載人口」を「住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の者の数（以下「65歳以上住民基本台帳登載人口」という。）」に改め、同項第三号中「1,070」を「1,084」に、「その年の3月31日」を「その年の1月1日」に改める。